平成１９年３月１６日
国 土 交 通 省 道 路 局

# スマートインターチェンジの本格導入と
# 地域活性化インターチェンジの追加整備について

高速自動車国道との連結許可申請のあったスマートインターチェンジ１３箇所及び地域活性化インターチェンジ３箇所について、本日付で高速自動車国道の「整備計画」の変更及び連結する道路の「連結許可」を行いましたのでお知らせします。

○スマートインターチェンジの本格導入：１３箇所

サービスエリア・パーキングエリア等に接続するスマートインターチェンジの社会実験箇所のうち、関係機関により構成される地区協議会において、本格導入（恒久化）に向けた合意がなされ、連結許可申請が提出されたスマートインターチェンジについて、整備計画の変更及び連結許可を行いました。

今後、所要の手続きを経たのち、平成１９年４月１日からの本格導入へ移行することとなります。

○ 地域活性化インターチェンジの追加整備：３箇所

高速自動車国道への追加インターチェンジに係る調整が整い、連結する道路の道路管理者より連結許可申請が提出された地域活性化インターチェンジについて、整備計画の変更及び連結許可を行いました。

今後、所要の手続きを経たのち、事業に着手していくこととなります。

（添付資料）

別添１　　整備計画変更及び連結許可したインターチェンジ一覧

別添２　　（参考）用語の説明

＜問い合わせ先＞

道路局有料道路課　　課長補佐　　本園　民雄
有料道路利用促進係長　　中岡　毅
代表 03-5253-8111（内線 38382）直通 03-5253-8491

※本記者発表資料については、国土交通省道路局ホームページ（http://www.mlit.go.jp）にも掲載しています。